

# 「防水性能を有するプレキャスト PC 床版の製造および施工」に関する公募

## 公募要領

### 1. 公募の目的

高速道路リニューアルプロジェクトで実施している床版取替工事では、施工中の工事規制の影響をできる限り最小化するために、プレキャストコンクリート部材を適用するなどして工程の短縮に努めている。その中、工事の終盤で天候に左右される床版防水工は悪天候が続ければ施工を進めることができず、交通規制解除に大きな影響を及ぼす。

その方策の一つとして、弊社では、現場における従来の床版防水層の施工を省いた、超高度繊維補強コンクリート (UFC) を用いた防水性能を有するプレキャスト PC 床版を共同研究により開発し、実用化を図っている。そこで、UFC に限らず、同じ目的を達成できるプレキャスト PC 床版技術を広く求め、現場で採用するために公募を行うものである。

### 2. 公募の技術

#### (1) 対象技術（求める技術は①かつ②とする。）

- ①防水性能を有するプレキャスト PC 床版の製造方法
- ②上記プレキャスト PC 床版の接合部の防水方法

#### (2) 応募技術の条件等

応募技術については以下の条件を満たすものとする。

- 1) 応募技術の選定において、当社が定める第三者評価者に応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 2) 選定された応募技術に関する諸元表（技術提案書 1), 2), 4)）を公表することについて問題がないこと。

### 3. 応募資格

- 1) 当該技術のプレキャスト PC 床版を製造できる者とする。
- 2) 応募者は、当社 HP にて公表している東日本高速道路株式会社契約規定実施細則（平成 17 年 10 月 1 日細則第 16 号）第 6 条に該当しないものとする。

### 4. 応募方法

#### (1) 資料の作成及び提出

応募資料は、応募資料作成要領に基づき作成し、提出方法は PDF 形式の電子データによる E-mail での送信とする。なお、ZIP ファイルは弊社情報セキュリティの関係上受領不可とする。電子データが 10Mb を超える場合は、大容量ファイル送信サービス等により送付のこと。

(2) 提出先

〒339-0056 埼玉県さいたま市岩槻区加倉 260

東日本高速道路株式会社 技術本部 総合技術センター TI ネットワーク事務局

E-mail : TInetwork@e-nexco.co.jp

※E-mail の送付件名は、以下のとおりとする。

「防水性能を有するプレキャスト PC 床版の製造および施工の応募」

なお、メール受領後、受領確認通知をメール送付する。

(3) 公募に関する問い合わせ

問い合わせ先 :

〒100-8979 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビルディング

東日本高速道路株式会社 技術本部 技術・環境部 構造技術課

E-mail : Kougi\_TInetwork@e-nexco.co.jp (提出先アドレスとは異なる。)

※E-mail の送付件名は、以下のとおりとする。

「防水性能を有するプレキャスト PC 床版の製造および施工に関する質問」

1) 問い合わせ期間 : 令和 4 年 6 月 27 日 (月) ~10 月 31 日 (月) 17:00 まで

2) 問い合わせ方法 : E-mail (自由様式)

5. 応募資料の提出期間

令和 4 年 10 月 3 日 (月) ~10 月 31 日 (月)

(締切日は、E-mail による提出で 17:00 まで受付を行う。)

なお、提出期間内に限り、応募資料の差し替えを受け付ける。その場合は、4. (3) の問い合わせ先にその旨を連絡すること。

6. ヒアリング

提出された応募資料 (技術提案書) について、ヒアリングを実施する。ヒアリングは令和 4 年 11 月 7 日 (月) から令和 4 年 11 月 18 日 (金) に実施するものとし、ヒアリングの実施日時、場所については、令和 4 年 11 月 4 日 (金) までに別途通知するものとする。

ヒアリングの結果、技術提案書の追加提出を求める場合がある。

7. 応募技術の選定及び公表

(1) 選定及び公表

応募技術は、応募資料やヒアリング等で確認するものとし、次の条件をすべて満たしている場合に選定し、当社 HP にて公表するものとする。なお、選定されない場合は令和 5 年 2 月下旬を目処に文書にて応募者に通知するものとする。

- 1) 2. 公募技術 (1) 対象技術に適合していること
- 2) 2. 公募技術 (2) 応募技術の条件等に適合していること

- 3) 3. 応募資格を満足していること
- 4) 応募資料作成要領に定める性能照査をすべて満足していること
- 5) 技術提案書（様式-2）において、実現可能な技術および施工方法であることが確認できること
- 6) 応募資料に不備がないこと

(2) 選定の取り消し

提出資料に虚偽の掲載内容があると判明した場合などに、選定を取り消すことがある。

## 8. 費用負担

応募資料及び応募技術に関する追加資料の作成、提出、ヒアリングの費用は、応募者の負担とする。

## 9. その他

- (1) 応募された資料は、技術の選定及び公表以外に無断で使用することはない。
- (2) 応募された資料は返却しない。
- (3) 選定の過程において、応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (4) 本要領に定めない事項については、「応募資料作成要領」によるものとする。
- (5) 当該技術を広く求めるため、再び公募を行う場合がある。